

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○福島県企業局
福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程
の一部を改正する規程

福島県企業局

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和元年12月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県企業局管理規程第1号

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程の一部を改正する規程

福島県企業職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関する規程（昭和44年福島県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第2項第1号中「、又は失職し」を削り、同項第2号中「、若しくは失職し」を削り、同条第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第6条の3第2項第1号中「、又は失職し」を削る。

第8条の3第5項第2号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第8条の10第2項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第6条の2第3項第1号の改正規定及び第8条の3第5項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経営・販売課）